

治療費の一部を助成します！

	特定不妊治療費助成	不育症治療費助成
対象となる治療	・体外受精 ・顕微授精（混合診療を除く） ・男性の不妊治療	不育症専門の医療機関による治療（混合診療を除く）
助成対象者	・法律上の婚姻をしている ・1年以上町に住所を有している ・神奈川県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業の助成決定を受けている ・町税を滞納していない	・法律上の婚姻をしている ・1年以上町に住所を有している ・指定医療機関で不育症の治療を完了している ・前年の夫婦合計所得額が730万円未満 ・町税を滞納していない
申請期限	県の助成決定日の翌月から6か月以内	不育症治療終了日から6か月以内
助成額	上限額10万円。（特定不妊治療は県の助成額が7万5千円の場合、上限5万円）	
回数	県の決定通知の属する年度に1回とし、通算5回を限度とする	1年度につき1回限りで、通算して5回を限度とする

※不育症は、不妊症とは違い妊娠はしますが、流産や死産を繰り返し、胎児が育たない状態をいいます。詳細はお問合せください。

☎スポーツ健康課 ☎内線309

児童手当 現況届の提出を お願いします

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、要件を満たしているか、確認するためのものです。対象者には6月初旬以降にお知らせを送付します。

▼必要な提出書類

- 請求者の健康保険証の写し
- お子さんと別居している方は別居監護申立書等

※状況により必要な提出書類が異なります。

▼提出先

子育て支援課（公務員の方は勤務先になります）
詳細は、ホームページをご覧ください。

☎子育て支援課
☎内線306

私立幼稚園保育料等を 一部補助

町内に住所を有する方で、私立幼稚園に在園している園児のいる世帯の課税状況に応じて保育料等の一部を補助します。

近隣の私立幼稚園には、6月中旬に案内等を送付する予定です。在園している幼稚園で申込みをしてください。

案内等がお手元に届かない場合は、お問合せください。

☎子育て支援課
☎内線318

こんにちは

よく噛んで食べよう

邪馬台国の女王、卑弥呼の時代の人々の食事は、玄米のおこわや乾燥した木の実など、固くて噛みごたえのあるもので、1回の食事で約4,000回噛んでいたと言われています。

一方、現代の噛む回数は約6分の1。食品加工技術の進歩とともに、噛む回数はどんどん減り、しっかりと噛んで食べるのが苦手な子どもが増えています。

「噛む」ことはあごや歯の発達にはもちろん、体全体の健康に関わっています。

よく噛んで飲み込むという能力は、生まれつき持っているものではなく、離乳食、幼児食を通して練習することにより身につくものです。

噛むことの意義

- ① 満腹感を得られる
満腹感が得られ、食べ過ぎを防ぐことができます。
- ② よく味わうことができる
だ液がたくさん出ることで、味覚が発達します。
- ③ 口の周りの筋肉が発達する
はつきりと発音ができるようになります。
- ④ 食物の消化をしやすくなる
だ液と食物を混ぜ合わせて飲

栄養士です

み込みやすくなり、消化液の分泌を促したりします。

- ⑤ 口の中をきれいにする
だ液がたくさん出たり、口が動くことで歯についた食べ物が取り除かれます。
- ⑥ 脳の働きを活性化する
脳の血流が増加し、脳の働きが活発になります。

子どもは5〜6か月頃からは、食べ物を飲み込む、舌の上あごでつぶす、歯ぐきで噛むなどの口の機能の発達に合わせた食事を食べることで、噛むことを学びます。

子どもの噛む力を育てる

口の機能の発達に合わせて食べ物の硬さや大きさを増していくことで、噛むことを練習し、しっかりと噛んで食べることができるようになります。

また、食事をゆっくり食べるために、テレビを消すなど、環境を整えることも大切です。

よく噛んで、おいしく、楽しく食べることを習慣にし、心も体も満足な食事をしましょう。

☎スポーツ健康課 小宮山
☎内線319

